**「神奈川なでしこブランド2024」募集要項**

**１　事業の趣旨**

　　本事業は、神奈川県内の事業所（個人も含む）や団体（以下「事業所等」という。）から、女性が開発に貢献した商品（モノ・サービス）を募集し、その中から優れたものを「神奈川なでしこブランド」として認定・公表することで、女性の登用や活躍の具体的な効果を県内の企業や県民にわかりやすく周知し、女性の活躍を推進するものです。

**２　応募資格**

神奈川県内に拠点をもつ事業所等のうち、次のすべての要件を満たすものとします。

（１）神奈川県税の未納がないこと

（２）神奈川県暴力団排除条例第２条第４号で定める暴力団員等又は第５号で定める暴力団経営支配法人等に該当しないこと

**３　認定対象**

神奈川県内に拠点をもつ事業所等が開発した商品のうち、次のすべての要件を満たすものとします。

ただし、応募は、１事業所等あたり１商品までとします。

（１）女性が開発に貢献した商品であること

（２）応募時点で、県内の市場に提供されていること（オンラインのみの販売も含む）

（３）開発にあたり係争中でないこと。また、他の特許・意匠等を侵害していないこと

（４）関係法令に違反がないこと

（５）その他の法令に重大な違反がないこと

（６）神奈川なでしこブランドの事業と類似した趣旨の事業に関する表彰等を受けていないこと

**４　認定によるメリット等**

（１）県は、記者発表やホームページ、ＳＮＳ等により、認定した商品（以下「認定商品」という。）を、女性が開発に貢献したものとして積極的に広報します。

（２）県は、認定商品を紹介する広報媒体を作成し、県の施設やイベント会場での配架、県内百貨店等での配布を行います。

（３）認定商品を開発した事業所等は、認定商品の販売及び広報に際して、県が定めるロゴマークを使用することができます。

**５　応募方法**

（１）募集期間

　　　令和５年７月19日（水）～10月２日（月）（必着）

（２）提出書類、部数及び提出方法

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 提出書類 | 部数 | 提出方法 |
|  | 認定申請書（写真データを含む） | １部 | 電子申請（郵送等でも可） |
|  | 誓約書 | １部 |
|  | 会社案内（Ａ４版両面１枚程度の会社の簡単な概要が分かるリーフレット、ホームページの会社概要等を印刷したもの等） | 10部 | 郵送等（事業所等や担当者等の確認のため、提出時には①認定申請書を印刷した書面を同封してください。） |
|  | 商品紹介のパンフレット・カタログ、商品紹介の動画データ（.MOV又は.mp4）を収めたCD-R又はDVD-R※等（必要に応じて） | 10部 |
|  | 補足資料（必要に応じて） | 10部 |

　　　※　認定後に、県が行う認定商品の広報等において、使用する場合があります。

（３）提出先

　　ア　電子申請の場合

　　　　以下のURLもしくは二次元コードから「電子申請システム」のページへ直接アクセス可能です。

　　　　URL：<https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=52984>

　　　　二次元コード：

（電子申請に添付できるファイル数は10、データ容量は合計20メガバイトがそれぞれ上限となりますのでご注意ください。）

イ　郵送等の場合

〒231-8588　横浜市中区日本大通１

神奈川県産業労働局労働部 雇用労政課 雇用対策グループ

（４）留意事項

ア　①認定申請書及び②誓約書については、電子申請システム又は県のホームページからダウンロードが可能です。

（県のホームページ：https://www.pref.kanagawa.jp/docs/z4r/nadeshiko/boshu.html）

イ　認定申請書の記載にあたっては、既存の資料を活用するなど、商品について、自由にＰＲをしてください。また、文字数を指定している記入欄を除き、入力する文字数に応じて記入欄を変更し、その結果、ページ数が増えても構いません。

ウ　提出書類は返却しませんので、予め控えを作成して保管してくださるようお願いします。

エ　提出書類は、当該事業の審査及び審査結果の公表以外の目的には使用しません。

**６　審査**

（１）事務局の一次審査及び有識者等によるアドバイザリー委員会での評価を経て、県知事が認定商品を決定します。

（２）評価項目及び配点

ア　開発における女性の貢献度 （小計60点）

（ア）商品の開発における女性の影響力　 　　　 （30点）

（イ）開発した商品の分野での女性の活躍度　　　　 　　（10点）

（ウ）開発後に自然発生した変化　　　　　　　　　　　 （15点）

（エ）開発後の新たな自発的取組　　　　　　　　　　　 （５点）

イ　商品　　　　　　　　　　　　　　　 　 （小計40点）

（ア）開発のコンセプト　　　　　　　　　　　　　　　 （15点）

（イ）県内地域との関連　 　 　　　　　　　　　　（５点）

（ウ）クオリティ　　　 　　　　　　　　　　　　　　　（10点）

（エ）市場評価　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　（10点）

　　ウ　その他、特に評価すべき事項について

（３）留意事項

ア　選考は、原則として提出書類により実施しますが、必要に応じて、申請受付後に電話や現地調査などによるヒアリングの実施や、補足資料の提出などを依頼する場合があります。

イ　空欄となっている評価項目は、原則、０点として採点します。

ウ　審査及び認定商品の公表にあたり、事務局から商品の現物の提供を依頼しますので、ご協力ください（大型物品等管理・保管が困難なものを除く。）。

エ　認定商品の公表にあたり、事務局から商品の開発に貢献した女性の氏名や写真データ等の提供を依頼しますので、ご協力ください。

オ　認定後には、神奈川なでしこブランドに関連して、県が実施する事業への協力を依頼する場合があります。

　　カ　次のいずれかに該当する場合には、審査対象から除外することがあります。

　　（ア）提出書類に不備がある場合

　　（イ）この要項に定める応募資格及び認定対象の要件を満たさない場合

（ウ）この事業の趣旨に明らかに合わない商品と認められた場合

**７　審査結果の通知**

審査結果については、県から応募者に対し、令和６年１月下旬に郵送等により通知する予定です。

**８　認定商品の公表及び認定式の開催**

認定商品については、県のホームページ等で公表するとともに、認定式（令和６年２月予定）を行い、認定証を贈呈します。

**９　その他**

　　認定後、次のいずれかに該当した場合、当該商品に係る認定を取り消します。

（１）認定商品を開発した事業所等が、この要項に定める応募資格の要件を満たさないことが判明した場合

（２）認定商品が、この要項に定める認定対象の要件を満たさないことが判明した場合

（３）認定商品を開発した事業所等が、破産その他の理由により事業の継続が困難となった場合

（４）認定商品を、違法又は不当な方法で販売した場合

（５）認定申請書に記載された内容が事実と異なっている場合

（６）商品開発者の同意を得ずに、第三者が提出書類や誓約書を作成したことが判明した場合